

平成25年11月16日

ダイアシティ2000茂庭B2リッチ
住民の皆様へ

略称「一部損壊」取消しを求める世話人会

連絡事項

仙台市が東日本大震災の被災判定調査で、私たちのマンションを大規模半壊から一部損壊に判定替えし、市が減免した税などの返還を入居者に求めている問題、及び被災者生活再建支援金返還問題について、振り返ると仙台に対し訴訟を起こしてから丸2年、震災から2年半を経過いたしました。

今月5日は、6月に審査申請いたしました「被災者再建支援金支給決定（全部）取消処分」（都道府県会館）行政不服審査請求に対する、住民5名及び草場弁護士の口頭意見陳述のほか、6名の住民から意見書が提出されました。皆様には、草場弁護士の意見陳述書を配布いたします。

10月30日の住民集会で、住民の方から今までの経過・報告及び住民の更なる結束の為、住民だけの集会を開催して欲しい旨の要望があり、10日（日）住民集会を開催いたしました。世話人の方々だけの出席でした。月1回ですが、できるだけ皆様に経過報告、今後の予定をお知らせいたしたく弁護士の方々市議会議員の先生方が、お忙しい中、私たち住民の為出席いたします。

住民集会には、必ずご参加くださるようお願い致します。

今月は、20日水曜日午後7時から中央管理センター集会所で行います。

経過報告

10月8日の裁判1「県市民税等の免除取消の取消」を求める裁判の判決は、行政不服審査請求をしていないとの理由で、本題に入ることなく仙台地裁は私たちの訴えを却下しましたが、10月22日この判決は、訴訟の本題を無視した判決であるため、仙台高裁へ控訴いたしました。

裁判2「保育料の変更処分の取り消し」を求める裁判について、前回お渡しいたしました準備書面について、次のような釈明を仙台市に求めました。

1. 職権で、再調査又は再々調査をした例があるか否か。あれば事例・資料・件数
2. 裁判証拠資料-乙18号証の黒塗り部の内容を明らかに

この地区のマンションA1～C3 B2を除く罹災状況についての、記載部
また、1次調査と2次調査等の調査について仙台市よりの釈明をもとめております。

この裁判は、12月16日午前10時30分より場所：仙台地方裁判所

ご不明な点やお気づきのことがございましたら、世話人会へご相談下さい。

あわせて、まだ当会へご賛同いただけていない皆様におかれましても、お気軽にお近くの世話人にお声をおかけください。

